

職員の処分について

1 処分日

令和3年3月26日

2 処分内容等

【傷害行為】

(1) 対象職員及び処分内容

地域づくり推進部職員 「戒告」

(2) 事実関係

対象職員は、勤務時間外である令和2年12月21日（月）午後1時半頃から午後2時の間に、鳥取市内の知人男性宅において、知人男性に暴行し、全治5日間の傷害を負わせた。

【速度違反】

(1) 対象職員及び処分内容

農林水産部職員 「戒告」

(2) 事実関係

対象職員は、令和2年7月18日午後5時40分頃、私用で長野県松本市に向かうため、自家用車で中央自動車道を走行中、指定速度時速80kmのところ時速142kmで走行し、時速62km超過の指定速度違反を犯した。